

令和6年度 キャリア活用採用選考（特定任期付） 政策企画局戦略広報部国際戦略広報担当課長 採用案内

令和6年12月12日
東京都政策企画局

戦略広報部は、広報に関連する部門が局横断で集約され、令和4年4月に発足した新しい部署です。

様々な対象者に応じた戦略的な広報・情報発信を展開し、都庁全体の広報力の強化を図る司令塔であり、旗振り役・牽引役を担っています。

約17万人の職員が、環境、スタートアップ支援、テクノロジー、街づくりや教育、スポーツ、環境、文化、観光、被災地復興支援、経済等、テクノロジーと、日々幅広い分野の行政課題に立ち向かっています。この度、都庁の広報力を高めるため、戦略広報部ではこの度、高い専門性と豊富な経験を東京都の広報に還元し、そして都政の幅広い分野の「伝わる」広報に向けて果敢に取り組む東京に都の未来に対する熱い想いを有する民間人材を、管理職（課長）として募集します。

なお、戦略広報担当課長を併願して受験することが可能です。

1 採用予定職、採用予定人数等

- (1) 採用予定職 ※特定任期付職員
政策企画局戦略広報部国際戦略広報担当課長
(上記の局以外の局へ兼務職員として勤務する場合があります。)
- (2) 採用予定人数
2名程度
- (3) 採用予定日
原則令和7年4月1日または5月1日
- (4) 任用期間
原則令和7年4月1日（5月1日）から令和9年3月31日まで
(最長5年まで期間を延長できる場合があります。)
- (5) 勤務場所
東京都政策企画局戦略広報部
(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階中央)
- (6) 募集期間
令和6年12月12日（木）から令和7年1月5日（日）まで

2 必要なスキル・経験

※外資系企業・メディア・広告代理店等で、以下の経験を計5年以上お持ちの方

○広報・広告分野における、海外向けストラテジックプランニング、マーケティング・コミュニケーション、動画等の広報制作物に係るディレクション

3 職務内容

- (1) 海外都市のメディア・世論動向を踏まえた国際プロモーションの企画・実施
海外都市の世論やメディア報道、SNS 投稿などの調査結果や国際情勢等に関する知識を活用し、都の施策の中から海外のターゲット層が興味・関心を持つテーマ、切り口を検討し、効果的な国際プロモーションを企画・実施すること。
- (2) 海外メディア等とメディアリレーション構築・強化
都の重要施策等に関して、これまでの知見やネットワークを活用し、効果的かつタイムリーな発信となるように、影響力のある海外メディアやインフルエンサー等を活用した情報発信となるよう、関係構築を進めること。
- (3) 海外向け広報制作物に係る企画・実施
海外に向けた動画や記事、広告、ファクトシート等の広報制作物を企画・実施するとともに、ディレクションを行うこと。
- (4) その他
上記(1)～(3)に属さない業務についても、戦略的な国際広報のために専門的な知見を活かして適宜適切な対応を行うこと。

4 受験資格（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

- (1) 受験資格（①～⑤を満たすこと）
 - ① 外資系企業・メディア・広告代理店等において、2「必要なスキル・経験」に記載の実務経験が一定年数（5年以上）あり、国際広報に関する高度な専門知識と経験を有すること。プロジェクトリーダー・プロジェクトマネージャーの経験を有すること（プロジェクトの規模・内容は任意）。
 - ② 英語検定準1級程度の語学力を有すること。英語以外の語学力を有すればなお良い。
 - ③ 新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること
 - ④ 都庁内外の関係者に対しても、内容や意義を適切かつ丁寧に説明できるプレゼンテーション能力を有していること
 - ⑤ 各局の広報力向上に向けた助言、提案及びコンサルティング等を行う能力を有すること。
 - ⑥ 管理職として、広い視野及び将来的な展望を持ち、明確な論拠を示した折衝力及び調整力を有すること
- (2) 次の①から④までのいずれかに該当する者は受験できません。
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑥ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 選考方法等

(1) 第一次選考（書類選考）

応募フォームの記載事項により、「専門性」、「業績」及び「実務経験」等を勘案し選考します。

また、第一次選考合格者には、第二次選考の詳細（日時、URL など）をお知らせします。

(2) 第二次選考（Web面接による口述試験）

面接により、戦略広報担当課長としての専門性等について確認します。

また、第二次選考合格者には、第三次選考の詳細（日時、会場など）をお知らせします。

(3) 第三次選考（対面での面接による口述試験）

採用予定職への適性等について個別面接を行います。

合否にかかわらず、第三次選考実施後、受験者全員に対し通知します。

(4) その他

事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、口述試験を受験できません（その旨通知いたします。）。

6 勤務の条件

(1) 給与

ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき職歴等を勘案して決定されます。

（参考例：4号給の場合） 給料月額 536,700円

イ アのほか、期末手当、通勤手当が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。

※ このほかに、給料月額の20%相当（参考例の場合は107,340円）の地域手当が支給されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です（https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki_menu.html）。

(2) 勤務時間

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

(3) 休暇

休暇は、1年間に20日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。そのため、例えば、従前に雇用関係があった企業等に対して、便宜供与をはかることや職務上知り得た情報を漏洩することなどは、規定等に基づき懲戒処分の対象となります。

7 申込手続

申込みを行う場合は、下記の応募フォームに入力するとともに必要書類をご提出ください。
応募フォーム（ログイン登録不要。メールアドレスは間違いないようお願いします）

<https://logoform.jp/form/tmgform/830497>

（１） 応募書類

- ・ 職務経歴書（様式任意）

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、令和6年度東京都政策企画局戦略広報部戦略広報担当課長の採用に係る事務の範囲内で利用します。

（２） 申込受付期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月5日（日）まで

8 応募先（問合せ先）

お電話での問合せは受付けておりません。ご質問がある方は、メールにてご連絡ください。

メールアドレス：saiyo_seisakuchousei(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。

東京都政策企画局戦略広報部企画調整課 採用担当

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1